

高野町団体旅行「コンベンション」補助制度 (通称“徳パック”)

宗教・環境・道徳のまち 高野町では、より多くの方に「得をして徳を積んでいただく」ため、町内で宿泊する団体の合宿・研修旅行に対する補助制度(通称“徳パック”)を設けています。

この制度は高野町ふるさと応援寄附金を活用しています。

<利用要件>

(1)高野町内の宿泊施設に1泊以上し、15名以上の団体旅行であること。

(ただし、教育機関については15名未満でも対象となります。)

(2)以下の項目を2つ以上含んだ旅程であること。

ア 総本山金剛峯寺関連施設の拝観

イ 高野山地区および参詣道(町石道、女人道、高野七口等)の散策

ウ 写経・阿字観・授戒等の体験

エ 町内の施設を使用した合宿、研修等

(3)宗教的又は政治的活動を目的としていないこと。

(4)国・地方公共団体等の研修旅行ではないこと。

(5)宿泊に係る経費について他の補助金を受給していないこと。

(6)その他高野山宿坊協会が不適当と認めるものでないこと。



<補助対象とならないもの>

- ✓ 高野山森林公園ログハウスの宿泊。高野山旗学童軟式野球大会時の出場チームの宿泊。
- ✓ 募集型企画旅行(旅行会社が企画するツアー等)で申し込む団体旅行。
- ✓ 観光や参拝を目的とする団体旅行は原則不可。ただし、研修等の内容によって判断する。

<補助金額>

滞在日数に応じ、1回の旅行につき1人あたり以下の補助金を支給します。(ただし、1回につき上限50万円)補助金額は、大人・こどもに関わらず一律の金額となります。

1泊目	2泊目
2,000円	1,000円

※ 3泊目以降の宿泊は対象外となります。

<例>日程が2泊3日、40名の団体旅行の場合
補助金額 1泊目:2,000円×40名
2泊目:1,000円×40名
合計 120,000円を補助

<手続きのながれ>

- ① 旅行出発日の2週間前までに、申請書類(※)を高野山宿坊協会に提出してください。
- ② 内容を審査の上、代表者に交付決定書を送付します。
- ③ 宿泊の際、宿坊等の宿泊施設で交付決定書を提出していただき、宿泊費から補助金額を差し引いた金額でご精算いただきます。

※ 申請書類は、高野町及び高野山宿坊協会のホームページからダウンロードできます。

※ 宿泊施設の内容についてのご相談はお受け致しますが

指定はできませんのでご注意ください。

➤ 高野町 <http://www.town.koya.wakayama.jp/>

➤ 高野山宿坊協会 <http://www.shukubo.net/>

【問い合わせ】

一般社団法人高野山宿坊協会

(電話)0736-56-2616